

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定  
に基づく労使協定

株式会社 ナナハライズ

(様式) : JN-SOUMU-20240601 労働者派遣法 労使協定

株式会社ジャパンヴィゲイト（以下、当社）と労働者の過半数代表は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次の通り協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

#### 第 1 条

- 1 本協定は、労働契約期間の有無ならびに派遣先の地域を問わず、別表 1 で定める派遣労働者（以下、対象労働者）に適用する。
- 2 対象労働者は派遣先の変更によらず当社における職務の内容及び能力向上により評価され継続して安定した処遇となるように協定内容を運用するものである。
- 3 当社は、対象労働者について、1 の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

#### 第 2 条 対象労働者の賃金は、以下の種類とする

- ① 基本給
- ② 割増賃金（時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日勤務手当）
- ③ 通勤手当
- ④ 退職手当
- ⑤ その他手当（派遣先により異なる）

（賃金の決定方法）

#### 第 3 条 対象労働者の基本給の対象となる「同種同業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 のとおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 3 年 8 月 6 日職発 0806 第 3 号令和 4 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準とした一般基本給の額」（厚生労働省）の中分類の該当業務とする。しかし、業務範囲がより明確な場合は「職業安定業統計の求人賃金を基準とした一般基本給の額」（厚生労働省）の小分類を用いる場合がある。
- (2) 通勤手当については、基本給及び退職手当とは別に、第 6 条のとおりとする。
- (3) 地域調整については、派遣先事業所の所在地が関西に限られることから通達に定める「地域指数」の該当府県により調整とする。

（基本給）

#### 第 4 条 対象労働者の基本給は、別表 1 を下限とし個別に定める。

- (1) 別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次

のとおりとする。

A ランク：3年相当（役職を要する場合）

B ランク：0年

2 当社は、第8条の規定による対象労働者の勤務評価の結果、同じ職務内容であったとしても、その経験の蓄積・能力向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で昇給する。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示する。

#### （割増賃金）

第5条 対象労働者の時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日勤務手当は、賃金規定第8条に準じて、法律の定めに従って支給する。

#### （通勤手当）

第6条 対象労働者の通勤手当は、以下のとおりとする

- ① 自動車 1ℓ = 15km = 150円（ただし片道2km未満の場合は支給しない）
- ② バイク 1ℓ = 30km = 150円（ただし片道2km未満の場合は支給しない）
- ③ 自転車 片道5km以上の方に限る 一律=50円/日
- ④ 公共交通機関 実費

交通費の上限は日額600円とする。

距離計算は『グーグルマップルート案内』の距離検索の実距離とする。

#### （退職手当）

第7条 対象労働者の退職手当は通達3（2）に基づき別表1下限額を基に算出した時給額に6%を乗じた額とし、労働条件通知書の通りに時給と併せて支給する。

#### （勤務評価）

第8条 勤務評価は別途『スタッフ評価シート』に基づき1月から12月の査定について翌1月に行うものとする。

勤務評価により成績優秀な者は1年を目途にBランクのものは別表1の範囲内で昇給し、「職務の内容の変更」「能力の向上」により次の等級に昇格する。また、Aランクのものは評価により昇給する。

#### （賃金以外の待遇）

第9条 賃金以外の待遇については、以下の通り取り扱う。

- ① 裁判員休暇 就業規則第 17 条【裁判員休暇】に準ずる。
- ② 特別休暇 就業規則第 17 条【特別休暇】に準ずる。
- ③ 慶弔見舞金 就業規則第 30 条【慶弔見舞金】に準ずる。

(教育訓練)

第 10 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「派遣社員キャリアアップに資する教育訓練実施計画書」に従って、着実に実施する。

(その他)

第 11 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第 12 条 本協定の有効期限は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年とする。

附則

一部改定：令和 4 年 2 月 25 日

改定内容は令和 3 年 4 月 1 日より適用とする。

：令和 6 年 6 月 1 日 社名変更

令和 6 年 6 月 1 日

株式会社ナナハライズ 代表取締役 木村



労働者代表 川野 弘樹

